

## 令和6年度 第1回ホットライン運用ガイドライン検討協議会 議事要旨

### 1 開催概要

#### (1) 開催日時等

- 開催日時

令和6年12月6日（金）午前9時30分から午前10時30分まで

- 開催方式

ウェブ会議

#### (2) 出席委員等

- 委員（五十音順）

虎ノ門南法律事務所 弁護士 上沼 紫野

東京大学大学院法学政治学研究科 教授 穴戸 常寿

國學院大學法学部 教授 高橋 信行

立教大学法学部 教授 深町 晋也

桃尾・松尾・難波法律事務所 弁護士 松尾 剛行

子供とネットを考える会 代表 山口 あゆみ

（一社）日本インターネットプロバイダー協会行政法律部会 副部会長 山下 健一

- 事務局

警察庁サイバー警察局サイバー企画課

- オブザーバー

総務省

インターネット・ホットラインセンター（IHC）

### 2 議事進行

#### (1) 開会

※ 事務局より開会を宣言した。

※ 事務局より新任委員として上沼委員、山下委員を紹介した。

#### (2) 議事

- 事務局説明

事務局からガイドライン改定の背景・要旨等について説明を行った。

- 自由討議

各委員からの主な意見については以下のとおり。

#### 【違法情報の対応依頼範囲の拡大について】

- ・ 違法情報の削除依頼の範囲を日本国外のプロバイダへ拡大することに賛成。
- ・ 当該事項に関するガイドラインの原案の記載内容では、国によって違法と判断されないという内容が強く見てとれるため、例えば「日本語で書かれており、日本国内では違法であることを前提として」といったように、日本国内では違法であるということを説明する内容を追記した方が良いのではないかと思う。
- ・ 違法情報の削除依頼の範囲を外国の事業者を含めることには賛成。  
ただし、ネットワークの構造上、国内、国外の判定が難しい場合があったり、事業者によっては報告フォームがない場合の依頼方法等が課題として出てくると思われる。  
また、現状、削除依頼の対象事業者は、大規模 SNS を想定していると思われるが、将来的に Mastodon や Bluesky 等の分散型 SNS が広まることを想定した場合、国内、国外の判定が難しくなるケースも出てくると思われる。

#### 【違法情報の類型の追加について】

- ・ 現行のガイドラインでは、高額な報酬を示唆する表現が記載されていることを要件としているが、改定案では当該要件はなく、より厳しく対処していくために対応範囲を広げるという内容であると理解。
- ・ 職業安定法 63 条 2 号を根拠する場合、「公衆衛生又は公衆道徳上有害な業務」と規定されているところ、「犯罪の実行者」に限定されるということを明示した方が良いのではないか。
- ・ 個人間融資を謳った貸金の投稿の場合、「業として」の判断要素となる投稿を繰り返したり、複数人に呼びかけを行っているという事実が必要になると思われるが、広告費用が発生する投稿（X のプロモ広告等）の場合は、業務性を示す投稿が十分でなくても、業として行っているとの判断ができるのではないか。
- ・ 貸金業に関する投稿について、貸付条件や利息、限度額等の記載の文字サイズや表示位置といった広告の表示方法についての規定があるのであれば、ガイドラインに盛り込んでも良いのではないか。

#### (3) 閉会